

**(4) 学校運営の支援のために
果たすべき役割について
今後の論点 (案)**

- これまで検討を行った（１）教育委員会の機能強化・活性化のための方策、（２）教育委員会と首長部局との効果的な連携の在り方、（３）小規模自治体への対応・広域行政の推進のための方策の各論点は、教育委員会の組織としての在り方や、特に対応が難しい小規模自治体に着目したものであるが、これらに加えて、学校の運営支援の充実に向けて教育委員会が講じていくべき施策の在り方についても積極的に検討を行っていく必要がある。

- 上記のような観点から、国や教育委員会が取り組むべきこととして、大きく①学校の自主性・自律性を促す取組の実施、②指導主事に係る体制整備の支援、③教師が職務に専念できる環境整備が考えられるのではないかと。具体的には、以下のようなことについて検討していく必要があるのではないかと。
 - ◆ **学校の自主性・自律性を促す取組の実施**
 - ・ 学校管理規則について、許可や承認を届出に改めるなど教育委員会の定型的な関与を縮減する方向で取組を行うこと
 - ・ 学校の意欲や意向が反映される学校関係予算の編成や校長の裁量によって執行できる予算措置等の工夫を行うこと
 - ◆ **指導主事に係る体制整備の支援**
 - ・ 主にその配置が少ない小規模自治体の指導主事を対象として、指導主事間の情報交換やネットワークづくりを支援し、指導主事の資質・能力の向上や教育委員会間の連携を図ること
 - ・ 指導主事が配置されていない小規模自治体が質の高い教育活動を行っていけるよう必要な対応を行うこと
 - ◆ **教師が職務に専念できる環境整備**
 - ・ 学校改革に取り組む学校事務職員の役割の拡大がますます期待されていく中で、学校事務職員の業務改善の提案や積極的な経営参画等を通じて、教師が職務に専念できる環境の整備や学校の組織力の強化等が実現できるよう、教育委員会として支援に取り組んでいくこと
 - ・ 共同学校事務室など学校事務を集中的に処理する体制の更なる活用を図ること

学校の自主性・自律性を促す取組の実施について



- 学校が主体的かつ機動的に教育活動を行うためには、学校に権限を与え、自主的・自律的な学校運営を行えるようにすることが重要と考えられる。学校に係る裁量の拡大が効果的に機能するためには、教育委員会や学校が、学校の在るべき姿や目標等を明確にしつつ、それに向かって、意欲ある校長のリーダーシップの下に各学校が創意工夫しながら進むことができる環境を整える必要があるが、このような前提のうえで、教育委員会が有する権限を積極的に各学校に委譲していくことが重要ではないか。
各学校への権限委譲が考えられるものとして、副教材の使用、休業日の変更、学期の設定等の様々なものが考えられる。
- 通常、学校管理規則（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第33条）において、学校が自主的に決定して処理すべき事項と教育委員会の判断を仰いで処理すべき事項等が規定されているが、各地域の状況等に応じて適切な役割分担となっているかどうかを、各学校の意見を踏まえつつ、定期的に点検していくことが重要ではないか。
- そのうえで、学校と教育委員会の関係を定めている学校管理規則において、これまで教育委員会の許可や承認などが必要であったものを届出に改めたり、教育委員会と学校間の事務手続を見直すなど、各地域において、学校の実情を踏まえつつ、教育委員会の定型的な関与等については縮減する方向で取り組むことが重要ではないか。
- また、教育活動面に関する学校の裁量の拡大とともに、学校予算についても、自主的・自律的な学校運営を実現するうえで裁量の拡大が重要ではないか。学校の企画・提案に基づいた予算配分など各学校の意欲や意向が反映されやすい学校関係予算の編成や、校長の裁量によって執行できる予算措置をするといった工夫が考えられるのではないか。
- 学校予算に係る裁量の拡大に取り組んでいくためには柔軟に活用できる予算の確保が重要と考えられる。自治体の予算を活用するほか、地域住民や民間企業からの寄附やふるさと納税、クラウドファンディング等により、外部から資金を獲得する取組も見られるところであり、このような運用上の工夫は多くの自治体にとって参考となるのではないか。

学校の自主性・自律性を促す取組の実施について



- また、学校予算を含む学校の裁量拡大に関する取組については、地域や保護者の理解・後押しを受けながら、校長のリーダーシップの下で進めていくことで取組の一層の充実が期待できるのではないか。このため、学校運営協議会等を通じて、地域や保護者の参画を得ながら進めていくことも重要ではないか。教育委員会は、各学校の取組状況をフォローし、必要に応じて軌道修正する等のバランスのとれた対応を行う必要があるのではないか。
- 国としては、各自治体の検討に資するよう、学校予算を含む学校の裁量拡大に関する取組について、具体的な事例等について示していくことが考えられるのではないか。
- このほか、学校の自主性・自律性を促していく取組としてどのようなことが考えられるか。

- 学校現場においては、経験豊かなベテラン教師が大量に退職し、急増している若手教師への指導技術等の継承が大きな課題となっている。こうした状況の中、指導主事による各学校に対する支援は非常に重要な役割を担っている。
また、不登校児童生徒や外国人児童生徒の増加などの多様化とともに、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末も活用した主体的・対話的で深い学びが求められ、今後の社会を見据えた新たな学びを創造する必要がある中で、指導面で高い専門性を有し、幅広い教育行政に関する知見も有する指導主事の役割は、一層大きいものとなっている。
- 一方、指導主事については、法第18条第4項では、「指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。」とされているが、実際の業務は、学校訪問等を通じての教科に関する指導助言に限らず、教育行政に係る企画・立案や教育委員会と学校の間連絡調整、行政文書の作成や予算執行等の事務処理など様々なものがあり、指導面のみならず管理面の見識も必要となる。また、都道府県教育委員会の本庁や教育事務所、市町村教育委員会でも指導主事に求められる役割が異なると考えられる。このような多様な実態を踏まえると、指導主事に求められる資質・能力の在り方については、配置される教育委員会等で求められる役割の違いを踏まえる必要もあるのではないか。
- このように、指導主事の資質・能力については、多様な実態を考慮する必要があるが、各都道府県・市町村教育委員会においては、各自治体の実態を踏まえつつ研修が行われたり、また、一部の都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会の指導主事も対象とした研修カリキュラムが設けられるなど、指導主事の資質・能力の確保に関して、一定の取組が行われているものと考えられる。
他方で、特に小規模自治体においては、指導主事が配置されていない自治体が令和2年度時点で約3割存在し、こうした自治体では十分な体制が確保されていない状況であると考えられる。このような指導主事を巡る状況の中で、都道府県教育委員会による支援のみでは補完できないことを踏まえると、まずは、特に小規模自治体の指導主事に係る体制整備の支援について検討を行うべきではないか。

(参考：指導主事の配置数の推移(教育行政調査)) ※人数は指導主事と充て指導主事の合計

2003(平成15)年度：9,334人(都道府県4,634人、市町村4,700人) → 2013(平成25)年度：10,693人(都道府県4,574人、市町村6,119人)
→ 2021(令和3)年度：12,706人(都道府県5,010人、市町村7,696人)

- 例えば、国として、特に小規模自治体の指導主事等を対象として、情報交換やネットワークづくりを支援し、指導主事の資質・能力の向上や教育委員会間の連携を促していくことが考えられるのではないか。
- このほか、国として、このような小規模自治体が質の高い教育活動を行っていくことができるよう、各自治体の取組も参考にしながら必要な対応を検討していくべきではないか。

教師が職務に専念できる環境整備について



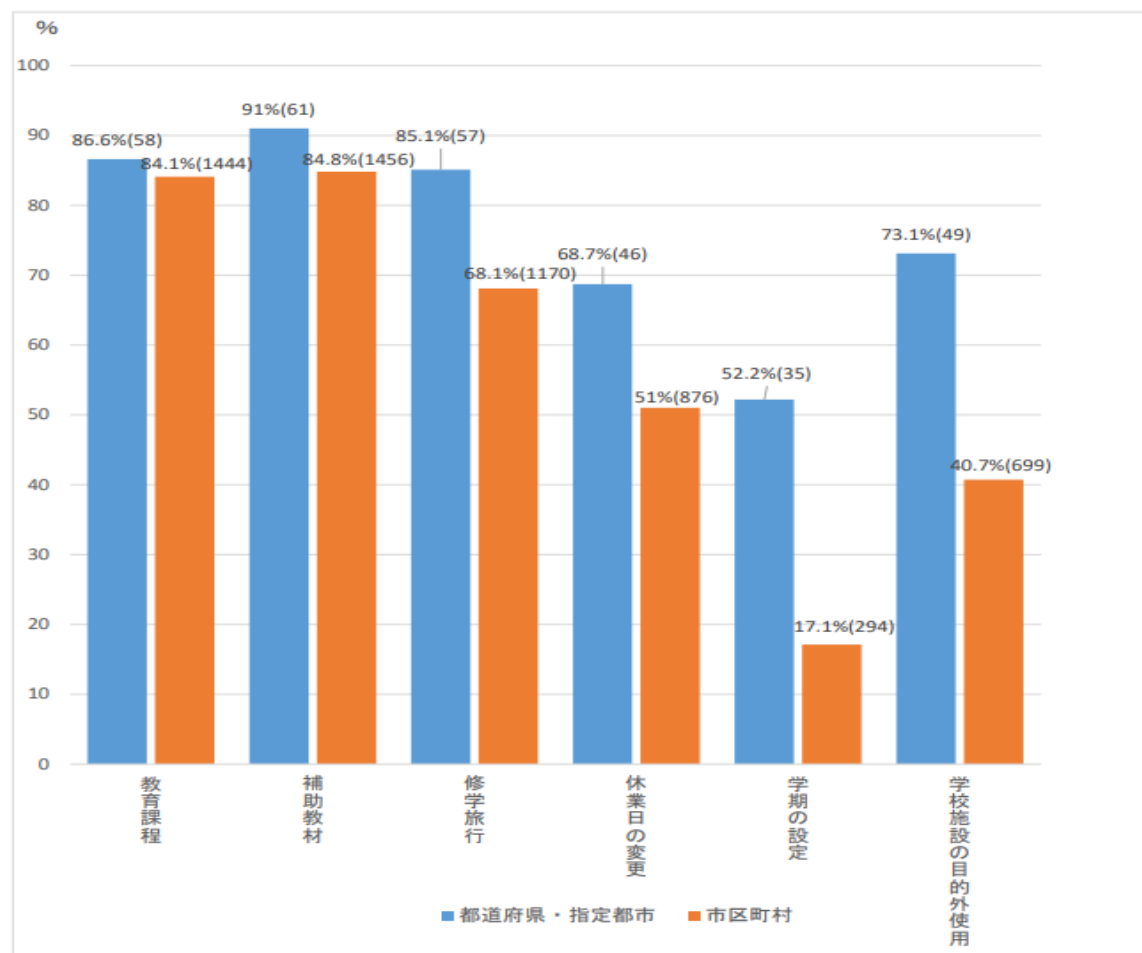
- 学校現場の様々な課題に迅速に対応しつつ、各学校の教師が目の前の教育活動に集中して取り組むことができる環境の整備も教育委員会に求められる重要な役割であると考えられる。教師の負担軽減の取組として、勤務時間管理の徹底や労働安全衛生管理の徹底、各学校が行う業務の精選や簡素化等の取組を行うことを前提として、あらためて、どのようなことを行うことが考えられるか。
- 教師が職務に専念できる環境整備の観点からは、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフを学校に置き、校長のリーダーシップの下、教師やスタッフが自らの専門性を十分に発揮し、チームとしての学校の総合力、教育力を最大化できる体制を整備することが重要であるが、学校事務職員もこの中で非常に重要な固有の役割を担っている。学校事務職員が校内の業務改善を提案し、実行していくことで、教師の負担軽減につながると考えられ、また、学校事務職員は校務を「つかさどる」(※)存在として、学校経営に積極的に参画し副校長・教頭とともに校長を補佐する役割を果たすことが期待されており、学校事務職員の積極的な経営参画は学校の組織力の強化ひいては教育力の向上に直結するものと考えられる。
このように、学校改革に取り組む学校事務職員の役割の拡大がますます期待されていく中で、教師が職務に専念できる環境の整備や学校の組織力の強化等が実現できるよう、教育委員会として支援に取り組んでいく必要があるのではないか。
また、各学校における学校事務職員に係る取組に加え、教育委員会が主体となって教師の負担軽減や学校事務処理の効率化を検討するにあたって、教育委員会のみで課題を抱えるのではなく、学校現場の実情をよく知る学校事務職員の知見を取り入れることで、より実効的な対応を行うことができるのではないか。
国として、各自治体におけるこのような学校事務職員に係る取組についての事例を収集し、周知を図るべきではないか。
(※)平成29年の学校教育法等の改正により、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画する観点から、その職務規定について、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められた(学校教育法第37条第14項)。
- さらに、学校事務の組織体制の強化も重要である。教育委員会が、学校事務処理の効率化の観点から、例えば、教育委員会に学校支援センターを整備し、各学校が抱える事務を学校事務職員が集中的に処理する機能を教育委員会が担う取組も存在しており、教育委員会が主導して行う教師の環境整備として、このようなセンターや共同学校事務室(法第47条の4)の設置など、効率的に事務処理を行うことができる体制の整備が有効であり、更なる活用を図っていくことが重要ではないか。

- このような体制の整備は規模の大きい自治体のほうが行いやすいと考えられるが、都道府県が主導して小規模自治体も包含する体制を整備することや、広域連携を通じて近隣の小規模自治体とも連携して必要な体制を整備していくことも考えられるのではないか。このような取組事例について、具体的な方法も含めて積極的に周知を図ることが必要ではないか。
- また、学校事務職員に求められる資質・能力として、正確・迅速な事務処理能力や学校事務に関する知識・理解のほか、学校全体を見渡し問題を発見・解決する力や学校内外の者と協働・連携する力、企画力や指導力等が求められると考えられるが、国として、共同学校事務室の室長を含む学校事務職員のこのような資質・能力の向上に関する取組事例を収集し、周知を図る必要があるのではないか。

(参考) 学校の裁量拡大に関する取組について①

各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定等を行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は以下のとおりである。

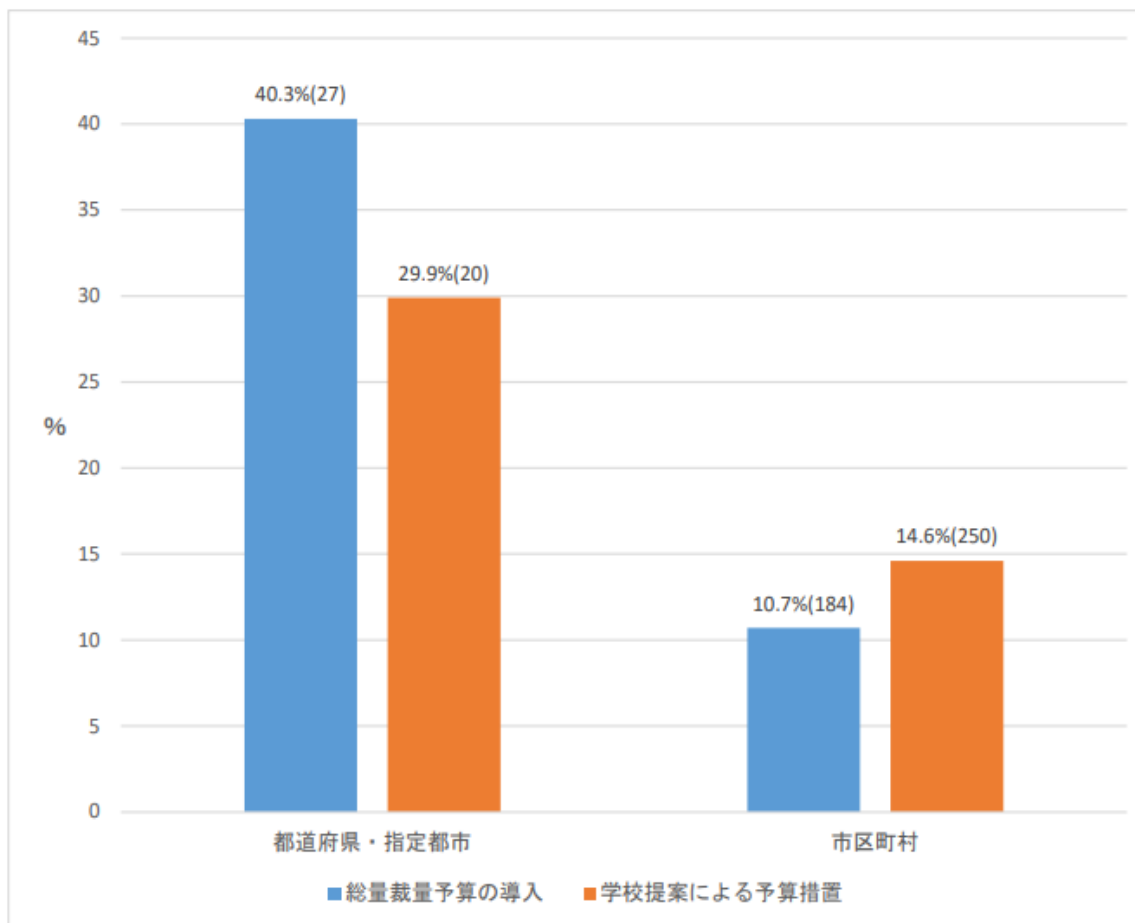
学校管理規則で、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会



(参考) 学校の裁量拡大に関する取組について②

学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で40.3%、市区町村で10.7%、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会は都道府県・指定都市で29.9%、市区町村で14.6%となっており、予算面においても学校の裁量を拡大する取組が行われている。

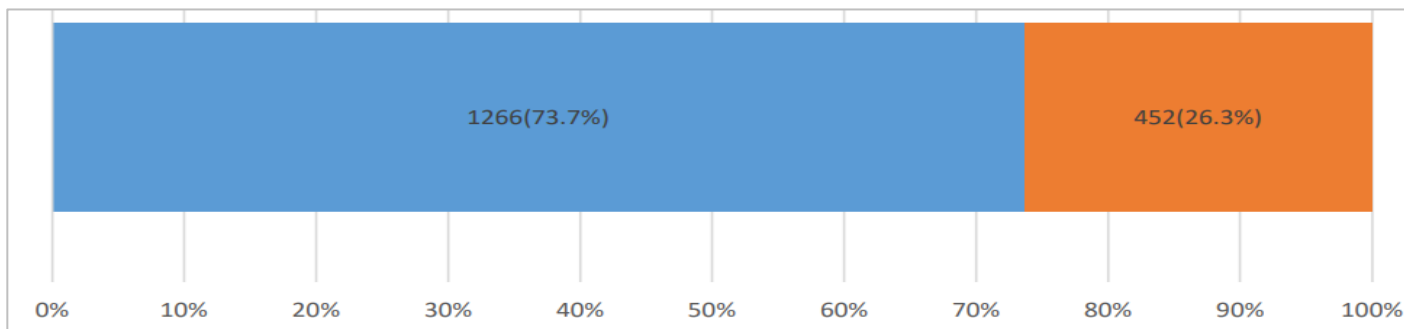
学校裁量予算を導入している教育委員会の割合



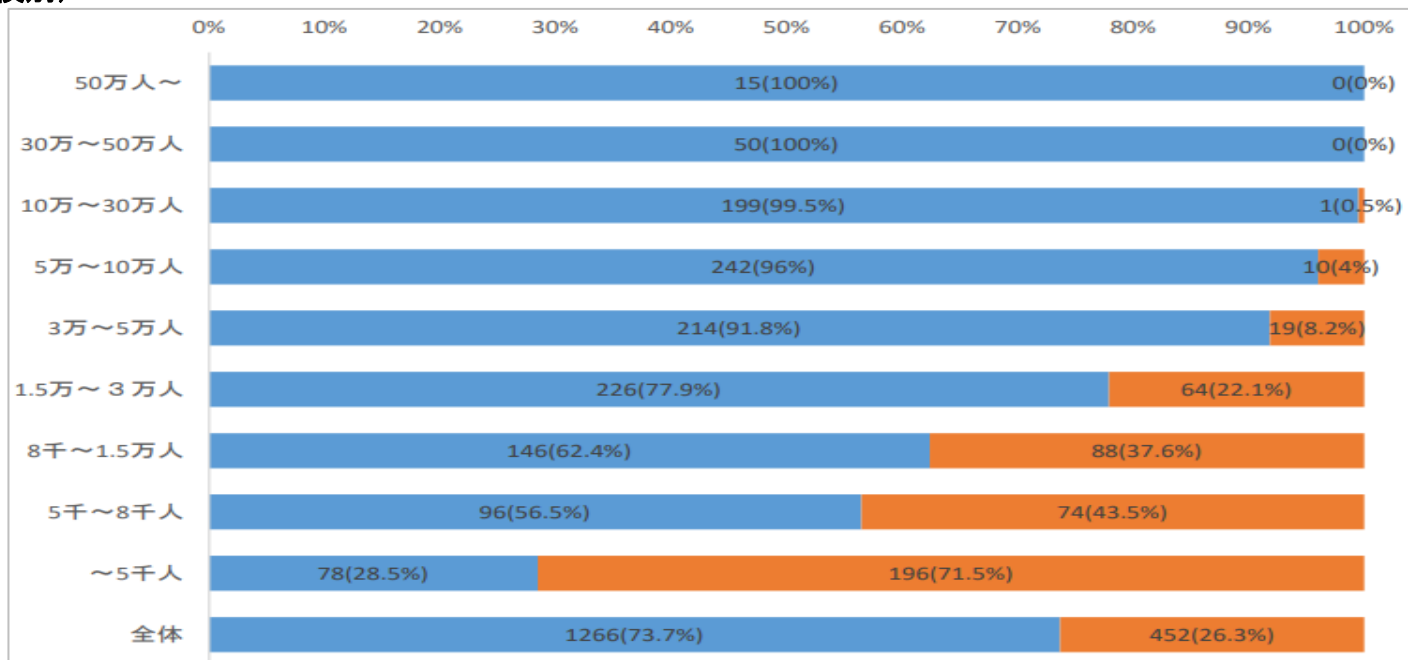
(参考) 指導主事の設置状況について

教育行政の充実は、指導主事などの専門的職員の存在に大きく左右されるものであり、その配置を充実することが重要である。そのため、地教行法第18条第2項では、市区町村教育委員会は指導主事の配置に努めることとされている。指導主事を配置していない市区町村教育委員会は26.3%となっている。

市区町村教育委員会の指導主事の配置状況



(市区町村規模別)



■ 指導主事の配置あり ■ 指導主事の配置なし